

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第32号）（文化市民局地域自治推進室）

1 京都市市民活動総合センターにおいては、移動に自動車を使用する必要がある障害のある方等の社会参加の促進を図るため、駐車場の使用料を免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

2 京都市中京いきいき市民活動センターを移転させることに伴い、その位置を次のとおり変更することとしました。

変更前の位置 京都市中京区西ノ京新建町3番地

変更後の位置 京都市中京区西ノ京新建町12番地の34

敷地面積 711.9平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造3階建て  
1階の一部及び3階

京都市立鳴滝総合支援学校壬生サテライト施設と共用

移転予定時期 平成26年4月1日

3 京都市東山いきいき市民活動センターの位置について、次のとおり登記上の地番と一致させることとしました。

変更前の位置 京都市東山区花見小路通古門前上る巽町450番地

変更後の位置 京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町442番地の9

この条例は、平成25年11月11日から施行することとしました。ただし、上記2の改正規定は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第6条の5第1項第11号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

別表第1京都市中京いきいき市民活動センターの項中「京都市中京区西ノ京新建町3番地」を「京都市中京区西ノ京新建町12番地の34」に改め、同表京都市東山いきいき市民活動センターの項中「京都市東山区花見小路通古門前上る巽町450番地」を「京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町442番地の9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1京都市中京いきいき市民活動センターの項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)